

第5次さんさんプラン冊子修正箇所

冊子29ページ参照

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

一人ひとりが個性と能力を十分発揮し、自らの意思により対等な立場で社会参画できるようにするため、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのある固定的な性別役割分担意識、~~＝~~や性差に関する偏見~~＝~~を解消し、固定観念~~＝~~や無意識の思い込み偏見（アンコンシャス・バイアス）を~~＝~~生じさせないように、社会制度や慣行を見直し、あわせて意識改革のための啓発を行います。

男女共同参画の意識が住民一人ひとりに浸透するよう、家庭や地域、学校等での教育・学習の充実に努めます。

次世代を担う子どもに対しても、健やかに個性と能力を発揮し成長できるように、子どものころから男女共同参画社会への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、性暴力、ストーカー行為など様々な形態の暴力が深刻な社会問題となっています。近年では、特に若年層を中心に、その状況も多様化、複雑化しています。また、暴力は、犯罪ともなる行為を含む重大な基本的人権の侵害であると同時に、男女共同参画社会実現の大きな障壁であり、社会全体で克服すべき課題として、令和3年度に開設した「津山配偶者暴力相談支援センター」が中心となり、これら暴力の根絶に向けた取組を進めます。

基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画社会の形成には、男女が互いの身体的性差や特徴を十分に理解し合い、互いに尊重しつつ生涯にわたる心身の健康を保持・増進していくことが前提となります。ライフステージに応じて、生涯を通じた健康の保持・増進の取組や、健康を脅かす問題についての啓発に努めます。

近年、重要性が高まっている防災や防犯の分野においても男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。

また、高齢者、障害のある人、生活困窮者、外国人、性的少数者など、生活上の様々な困難を抱える人々が、それぞれの意欲と能力を発揮して社会参加できるよう支援し、住み慣れた地域で暮らせる環境づくりを行います。

基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

男女共同参画社会の形成のためには、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場へ、男女が社会の対等な構成員として参画し、多様な考え方を活かしていくことが重要です。女性の社会進出は以前よりも進んでいますが、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画はいまだに十分とは言えない状況です。女性の参画を促進するとともに、女性のエンパワーメントのための研修や学習の機会を提供します。

誰もがいきいきと暮らせる活力ある社会をつくるため、それぞれの価値観やライフスタイルの多様化を認め合い、職場・家庭・地域においてバランスのとれた生活ができるように環境を整えることが必要です。子育てや、家族の介護をしながらでも仕事を続けていけるよう支援サービスの充実に図り、男女が共に安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。

少子・高齢化の進展、労働力人口の減少、家族形態の多様化などの社会情勢の変化に伴い、地域社会は様変わりしています。雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、意欲と能力のある女性が、自らの能力を高め、活躍の場を広げることができるよう、起業やキャリアアップ、再チャレンジなどを支援します。

また、関係機関、関係団体、企業、住民団体、地縁団体など様々な立場の方と協力して女性の活躍推進に取り組み、あらゆる分野への男女共同参画の促進を目指します。